

平成22年5月17日

法曹養成制度及びこれに関連する事項について

日本司法書士会連合会

【目次】

1. 現在の司法書士制度の概要

- ・司法書士人口及びその推移（資料①）
- ・司法書士の全国分布（資料②）
- ・司法書士試験合格者数と合格率及びその推移（資料③）
- ・「認定司法書士」数及びその推移（資料④）
- ・司法書士受託事件数及びその推移（資料⑤）
- ・簡易裁判所における既済事件数の推移（資料⑥）
- ・簡易裁判所における本人訴訟率等の推移（資料⑥）
- ・成年後見事件に対する司法書士の関与（資料⑦）

2. 現在の司法書士研修制度の概要（資料⑧・⑨）

- ・新人研修制度の内容、受講者数、予算等（資料⑩・⑮）
- ・既存会員研修制度の内容、受講者数、予算等（資料⑪・⑫・⑬・⑮）
- ・特別研修の内容と予算（資料⑭・⑯）

3. 司法書士から見た現在の法曹養成制度の評価について

4. 司法書士の活動領域について

- ・司法書士法第3条の業務範囲（資料⑰）

5. その他

ヒアリング事項に対する説明要旨

1. 現在の司法書士制度の概要

- ・司法書士人口は、現在1万9766名であり、毎年約400名の増加傾向にある。(資料①)
- ・司法書士の平成21年における市町村単位のカバー率は約78%である。(資料②)
- ・司法書士試験合格者数は、平成21年については921名であり、その合格率は2.8%である。最近の受験者数は3万人前後で推移している。(資料③)
- ・いわゆる「認定司法書士」としての資格を有する会員は、現在1万2416名であり、毎年約1000名ずつ増加し、全司法書士中の割合は、約63%となっている。(資料④)
- ・司法書士受託事件数は、不動産登記事件を中心としている傾向は変わらないが、平成16年以降は訴訟業務が飛躍的に伸びている。(資料⑤)
- ・簡易裁判所における既済事件数は、平成16年以降飛躍的に増加している。
- ・簡易裁判所における双方本人の訴訟率は、従来の90%程度から、平成20年には約70%程度に減少している。(資料⑥)
- ・成年後見申立事件における司法書士の第三者専門職後見人としての就任数は、他の専門職と比較してここ数年最も多くなっている。(資料⑦)

2. 現在の司法書士研修制度の概要 (資料⑧・⑨)

- ・司法書士会の組織を挙げて取り組んでいる新人研修制度は、自らの後輩は自らが育てようとのコンセプトで、すでに20年以上の実績がある。(資料⑩)
- ・既存会員研修制度は、実務、倫理に関する研修を連合会、ブロック会、単位会それぞれが中核事業として取り組んでいる。その他の単位会支部や任意研究団体等の研修を含めれば、専門職としての研修の受講機会の提供はトップクラスであると自負している。(資料⑪・⑫・⑬)

3. 司法書士から見た現在の法曹養成制度の評価について

- ・教育・試験・修習を有機的に連携させる新たな法曹養成制度に関しては、司法制度改革論議の中で当連合会も賛意を表し、現在においてもその理念はすばらしいものと考えている。
- ・当連合会としても、その動向については重大な関心を持ち、マスコミ等からの情報も収集しているが、その具体的問題点について客観的かつ正確な情報を確認しているとは言えない。したがって、現段階における当該評価を組織として表明することは避けたい。

4. 司法書士の活動領域について（資料⑰）

- ・現在、司法書士法で定められている司法書士の業務範囲を整理すると以下のとおりである。
 - （１）登記手続代理業務及び供託手続代理業務
 - （２）法務局に提出又は提供する書類又は電磁的記録の作成業務
 - （３）登記又は供託に関する審査請求手続代理業務
 - （４）裁判所、検察庁に提出する書類又は電磁的記録の作成業務及び筆界特定手続に関する法務局に提出又は提供する書類又は電磁的記録の作成業務
 - （５）上記（１）から（４）までの事務に関する相談業務
 - （６）簡易裁判所における手続に関する以下の代理業務
 - ①訴額が140万円までの民事訴訟
 - ②請求の目的の価額が140万円までの和解手続、支払督促手続
 - ③本案の訴訟の目的の価額が140万円までの証拠保全手続、民事保全手続
 - ④調停を求める事項の価額が140万円までの民事調停手続
 - ⑤請求の価額が140万円までの少額訴訟債権執行手続
 - （７）民事紛争であって紛争の目的の価額が140万円までの相談及び仲裁事件手続もしくは裁判外和解の代理業務
 - （８）通常得られることとなる利益の額が140万円までの筆界特定手続に関する相談及び代理業務
- ・相談業務に際し、上記140万円を超えることが明らかとなった場合、相談方法を変更する必要がある。
- ・家事に関する事件については、書類作成とその相談のみで対応している。
- ・簡易裁判所が権限を有する民事事件の代理業務を全てできるわけではない。
- ・上記業務範囲のとおり、司法書士の活動領域は、国民にとって身近な法的問題への対処業務を中核とするものであると言える。従って、司法書士の存在意義につき、「身近な法律問題に対応する相談窓口として、さらに、それらの問題に関する紛争の予防と困り事の解決に対応できる『くらしの中の法律家』」であると考えられる。
- ・市民にとってさらに使いやすい職能として、「法の光を社会の隅々にまで当てるため」に、その役割を自覚して今後も制度を進展させたいと考えている。

5. ご質問に対するその他の説明

- ・資格取得について

現在、試験合格者が司法書士資格を取得するためには、「合格」以外のその他の法令上の要件はない。但し、新たな司法書士資格取得者に対しては、登録開業前に、一連の新人研修を受けることを司法書士界の全組織を挙げて強く促している。

なお、司法書士法第25条は、司法書士に対する研修受講努力義務を課している。

- ・法科大学院卒業者の司法書士資格取得について

いるかいないかも含め、連合会では把握していない。

- ・司法書士資格者で法科大学院へ進学した者について

ある程度の司法書士資格者が法科大学院へ進学しているものと考えているが、正確な情報を連合会では把握していない。その中で法曹資格を取得した者の数についても同様に把握していない。

以上